



伊方発電所第3号機

第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

記載例

 : 機能要求なし

 : 機能要求あり

 : 機能要求あり (条件付)

なお、上記においても要求除外となる場合がある。詳細は、伊方発電所原子炉施設保安規定を参照。

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位										各種試験									
RCS水位		キヤベツイ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全ブロー										燃料取出 燃料取出 1次系弁機器点検 R/V復旧									
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モ-ト外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
未臨界維持機能	第19条 停止条件	モード3, 4	停止余裕が1.8% Δk/k以上であること	x											x						
		モード5	停止余裕が1.0% Δk/k以上であること			x							x								
		モード3	減速材温度係数が $-78 \times 10^{-6} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	x																	
		モード3, 4, 5	原子炉保護系論理回路が4系統動作可能であること ・手動原子炉トリップが2チャンネル動作可能であること ・線源領域中性子東高が2チャンネル動作可能であること	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		
		モード3, 4, 5	線源領域中性子東高が1チャンネル(監視機能のみ)動作可能であること (原子炉トリップ/断器が開放されている場合)	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		
		モード6	線源領域中性子東高が1チャンネル(監視機能のみ)動作可能であること (原子炉格納容器内での燃料移動中ではない場合)						Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ						
放射性物質格納機能	第80条 1次冷却材中のほう素濃度	モード6	1次冷却材中のほう素濃度が4,400ppm以上であること						x	x	x	x									
	第47条 蒸気発生器網管漏えい監視	モード3, 4	蒸気発生器網管に漏えいがないこと ・蒸気発生器網管漏えい監視装置による蒸気発生器プロローダウン水モニタが動作可能であること(アラーム状態により監視できない場合または洗浄中は除く。)	x	x										x	x	x	x			
	第48条 余熱除去系への漏えい監視	モード3, 4	1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないこと(漏えいがないことは、余熱除去系の選がし弁が作動していないことという。)	x	Δ										Δ	Δ	Δ	x			
	第49条 1次冷却材中のほう素131濃度	モード3	1次冷却材中のほう素131濃度が $3.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下であること	Δ														Δ			
	第55条 原子炉格納容器	モード3, 4	原子炉格納容器の機能が健全であること ・原子炉格納容器圧力が0.0098MPa(a)以下であること ・エアロックが動作可能であること(動作可能であることは、エアロックのインターロック機構が健全であること、およびエアロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であること、およびモード4の原子炉格納容器ハーン後、直ちに閉止できることを含む)を条件にエアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。) ・格納容器閉塞弁が動作可能であること(動作可能であることは、閉止可能(閉止状態であることを含む)であることという。)																		
	第57条 原子炉格納容器スプレイス	モード3, 4	原子炉格納容器スプレイス2系統が動作可能であること ・ほう素除去薬品タンクのヒドランジン濃度が95wt%以上であること ・ほう素除去薬品タンクのヒドランジン溶液量(有効水量)が 1.6m^3 以上であること	x	x														x		

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

RCS水位		主要工程		検査項目															
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モト外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	3
RCS水位				解列 V RCS降溫 R/V開放 燃料取出 燃料装荷 各種試験 並列 V 出力上昇試験 1次系弁機器点検 R/V復旧 起動試験															
放射性物質格納機能	第58条 アニュラス空気分化系	モード3, 4	・アニュラス空気分化系が動作可能であること ・アニュラスの機能が健全であること(アニュラス内点検, エアロック点検を行う場合、運転上の制限を適用しない) ・アニュラスの機能が停止可能であること(閉止状態にある主蒸気隔離弁については、運転上の制限を適用しない) ・主蒸気隔離弁が閉止可能であること(閉止状態にある主蒸気隔離弁については、運転上の制限を適用しない)	X											X				X
	第59条 アニュラス	モード3, 4		X											X				X
	第61条 主蒸気隔離弁	モード3		X															X
	第62条 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	モード3		X															X
	第81条 原子炉キャビティ水位	モード6-2(キャビティ高水位原子炉キャビティ水位がEL 31.7m以上)							Δ										
	第82条 原子炉格納容器貫通部	モード5, 6																	
	第85条 使用済燃料ピットの水位および使用済燃料水	全モード																	
	第36条 1次冷却系	モード3																	
	第37条 1次冷却系	モード4																	

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

RCS水位		主要工程		検査項目																
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モト外	6-2	6-1	6-2	5-1	5-2	6-1	6-2	各種試験	出力上昇試験	
				解列 V RGS降温 R/V開放 燃料取出 燃料挿荷 各種試験 出力上昇試験 並列 V 起動試験																
前導熱除去機能	第30条 1次冷却系	モード5-1 (1次冷却系満水)	・要求内容 ・余熱除去系1系統が運転中であること(計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位(装置)が射器スパンの5%以上であることを条件とし、すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはみない。)(計画的にモード4に加熱するために1次冷却ポンプを起動する場合は、他の余熱除去系が動作可能であることを条件とし、1次冷却ポンプの起動前から起動後までの1時間に限り、当該余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはみない。) ・他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位(装置)が射器スパンの5%以上であること(計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位(装置)が射器スパンの5%以上であることを条件とし、すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはみない。) ・余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること(1次冷却ポンプによる1次冷却系空抜管を行う場合は、2時間に限り、すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはみない。)(ポンプの切替を行う場合は、条件(炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること、1次冷却ポンプ中の注水温度が低下する操作が行われていないこと、1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと)のすべてを満足させることにより、15分に限りすべての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはみない。)(余熱除去ポンプを用いて1次冷却系の真空脱気運転を行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であることおよび他の1系統が運転中であることを条件とし、1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはみない。)(1次冷却ポンプのターニングトルクの計測を行う場合は、2時間に限り、すべての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはみない。) ・1次冷却ポンプ温度が65℃以下であること																	
第39条 1次冷却系	モード5-2 (1次冷却系非満水)																			
第40条 1次冷却系	モード6-2 (キャビティ満水)																			
第41条 1次冷却系	モード6-1 (キャビティ低水位)																			
第60条 主蒸気安全弁	モード3 (原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が発了するまでの間を除く)																			
第63条 主蒸気逃がし弁	モード3、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)																			
第64条 補助給水系	モード3																			

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

RCS水位		主要工程		並列 ▽ RCS降温 R/V開放 燃料取出 燃料接荷 各種試験 出力上昇試験 並列 ▽ 起動試験 R/V復旧														
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モ-ト外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
炉心冷却機能	第39条 貯溜および制御 設備 (工学的安全施設 取等作動計装)	モード3、4	(6) 格納容器換気系隔離 ・格納容器換気系隔離回路が系統動作可能であること ・原子炉格納容器スプレイ系作動(手動起動)による格納容器換気系隔離動作: (2)原子炉格納容器スプレイ系作動(手動起動)と同じ (3) 格納容器隔離A動作(手動起動)による格納容器換気系隔離動作: (3) 格納容器隔離A動作(手動起動)と同じ ・非常用炉心冷却系作動による格納容器換気系隔離動作: (1)非常用炉心冷却系作動と同じ	格納容器換気系隔離回路 ・非常用炉心冷却系作動論理回路 ・原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路 ・格納容器隔離A作動論理回路 ・非常用炉心冷却系作動手動起動信号後出、伝送ライン ・原子炉格納容器スプレイ系作動手動起動信号後出、伝送ライン ・格納容器隔離A手動起動信号後出、伝送ライン	×										×			×
		モード3	(1) 非常用炉心冷却系作動 ・格納容器圧力高(高1)が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。) (2) 原子炉格納容器スプレイ系作動 ・格納容器圧力異常高(高3)が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。) (3) 格納容器隔離B ・格納容器圧力異常高(高3)による格納容器隔離B作動: (2) 原子炉格納容器スプレイ系作動と同じ	格納容器圧力高(高1)信号後出、伝送ライン ・格納容器圧力異常高(高3)信号後出、伝送ライン ・原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路 ・格納容器圧力異常高(高3)信号後出、伝送ライン ・原子炉格納容器スプレイ系作動手動起動信号後出、伝送ライン	×										×			×
		モード3(P-11以上)	非常用炉心冷却系作動 ・原子炉圧力低および加圧器水位低が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。) ・主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)	・原子炉圧力低信号後出、伝送ライン ・加圧器水位低信号後出、伝送ライン ・主蒸気ライン圧力低信号後出、伝送ライン	△													△
		モード2 (全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く)	主蒸気ライン隔離 ・主蒸気ライン隔離作動論理回路が2系統動作可能であること ・主蒸気ライン隔離手動起動が2チャンネル動作可能であること ・格納容器圧力異常高(高2)が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)	主蒸気ライン隔離作動論理回路 ・主蒸気ライン隔離手動起動信号後出、伝送ライン ・原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路 ・格納容器圧力異常高(高2)信号後出、伝送ライン	△													△
		モード3(P-11以上) (全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く)	主蒸気ライン隔離 ・主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)	主蒸気ライン圧力低信号後出、伝送ライン	△													△
		モード3(P-11未満) (全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く)	主蒸気ライン隔離 ・主蒸気ライン圧力減少異常が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)	主蒸気ライン圧力減少異常信号後出、伝送ライン	△													△

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

RCS水位		主要工程												燃料採取				燃料排出				燃料格納				各種試験				並列													
		RCS水位												R/V開放				1次系弁機器点検				R/V復旧				出力上昇試験				起動試験													
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モト外	モト内	6-2	6-1	5-1	5-2	4	5-1	4	5-1	3	4	5-1	4	5-1	3	4	5-1	4	5-1	3													
炉心冷却機能	第50条 蓄圧タンク	モード3 (1次冷却系圧力が6.89MPa (Legal)を超える場合)	蓄圧タンクのほう蒸気温度が4,400ppm以上であること 蓄圧タンクのほう貯水量(有効水量)が29.0m ³ 以上であること 蓄圧タンクの圧力が4.04MPa (Legal)以上であること 蓄圧タンクの出口隔離弁が全開であること	Δ																																							
			高圧注入系の2系統が動作可能であること(高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行う場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。) 低圧注入系の2系統が動作可能であること	X																																							
			高圧注入系または低圧注入系1系統以上が動作可能であること 低圧注入系1系統以上が動作可能であること(余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。)																																								
			燃料取替用水タンクのほう蒸気温度が4,400ppm以上であること 燃料取替用水タンクのほう貯水量(有効水量)が1,700m ³ 以上であること	X																																							
電源供給	第23条 制御および制御系(非常用ディーゼル発電機起動装置)	モード3、4	非常用ディーゼル発電機起動論理回路が2系統動作可能であること 非常用炉心冷却系動作論理回路が2系統動作可能であること 非常用炉心冷却系動作自動起動が2システム動作可能であること	X																																							
			非常用ディーゼル発電機起動論理回路が2系統動作可能であること 格納容器圧力高(高1)が4チャネル動作可能であること(残りの3チャネルが動作可能であることを条件に、1チャネルをバイパスすることができない。ハイバスしたチャネルを動作不能とはみなさない。)	X																																							
			非常用ディーゼル発電機起動論理回路が2系統動作可能であること 原子炉圧力低および加圧器水位低が4チャネル動作可能であること(残りの3チャネルが動作可能であることを条件に、1チャネルをバイパスすることができない。この場合、ハイバスしたチャネルを動作不能とはみなさない。) 主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャネル動作可能であること(残りの3チャネルが動作可能であることを条件に、1チャネルをバイパスすることができない。この場合、ハイバスしたチャネルを動作不能とはみなさない。)	Δ																																							
外部電源	第72条	モード5、6、照射済燃料移動中	非常用ディーゼル発電機起動論理回路が1系統動作可能であること 6.6kV非常用母線電圧低検出が所要の1母線あたり3チャネル動作可能であること	X																																							
			外部電源3回線以上が動作可能であること(外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用母線すべてに対して電力供給することができる発電所からの送電線の回線数とする。)(送電線事故の発生時は、運転上の制限を適用しない。)	X																																							
			1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること(独立性を有するとは、送電線の回線において送電所または開閉所のみで連系しないこと(送電線)。(1つの発電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートでの運送が可能な状態であれば、独立性を有していること(送電線)が適用できる。)	X																																							
ディーゼル発電機	第73条	モード3、4	非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。)	X																																							
			燃料油サービスタングの貯油量(保油量)が1,375L以上であること(非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。)	X																																							
			非常用ディーゼル発電機1台が動作可能であること(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。)	X																																							
			燃料油サービスタングの貯油量(保油量)が1,375L以上であること(非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。)	X																																							

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文 第33条 計画および制御 設備 (中央制御室換 気系隔離装置)	RCS水位	主要工程		RCS降量												燃料取出		燃料装置		各種試験		並列	
			キャベティ満水 RCS満水 ミットループ RCS全ブロー	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-1	6-2	6-1	6-2	5-1	5-2	4	3	4	3	4	3		
その他				<p>モード3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中</p> <p>モード3, 4</p> <p>モード3</p> <p>モード3(P-11以上)</p> <p>モード3, 4</p>	<p>中央制御室換気系隔離装置動作検出回路が2チャンネル動作可能であること</p> <p>中央制御室換気系隔離装置動作検出回路が2チャンネル動作可能であること</p> <p>非常用炉心冷却系動作検出回路が2チャンネル動作可能であること</p> <p>非常用炉心冷却系動作検出回路が2チャンネル動作可能であること</p> <p>格納容器圧力高(高1)が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)</p> <p>原子炉圧力低および加圧器水位低が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)</p> <p>主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。)</p>	X	X	△	△	△	△	△	△	△	△	X	X	△	X	X	X	X		
	第33条 計画および制御 設備 (中央制御室外 原子炉停止装 置)			<p>以下の設備が動作可能であること</p> <ul style="list-style-type: none"> 充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉格納冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ 蒸気発生器(広域)水位計 蒸気圧力計 加圧器水位計 格納容器中性子束計 1次冷却材圧力計(広域) 1次冷却材温度計(広域)(低温側) 	X	X									X	X								
	第33条 計画および制御 設備 (燃料落下および 燃料取出装置)			<p>燃料取扱装置空気浄化系動作検出回路が2チャンネル動作可能であること</p> <p>燃料落下検知が2チャンネル動作可能であること</p>	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	X	X	△	△	△	△			
	第35条 1次冷却材の温 度・圧力および1 次冷却材温度差 化率			<p>(1) 1次冷却材温度・圧力が原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内であること</p> <p>(2) 1次冷却材温度変化率が以下の制限範囲内であること</p> <p>原子炉容器 加圧器加熱率: 55°C/h以下 加圧器冷却率: 110°C/h以下</p>	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X			

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位										各種試験										並列	
		キャセティ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全ブロー										燃料取出 1次系弁閉鎖点検 R/V復帰										燃料接荷	出力上昇試験
		RCS水位										R/V開放										各種試験	起動試験
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モト外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3			
重大事故等対処設備	第84条(第84-4-1) 炉心注水および再循環運転	モード3, 4, 5および6	高圧注入系および高圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること(動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ1系統以上が動作可能であること(動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	第84条(第84-4-2) 代替炉心注水一充てんポンプ(B, 自己冷却式)による代替炉心注水一	モード3, 4, 5および6	充てんポンプ(B, 自己冷却式)による代替炉心注水系が動作可能であること(動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	第84条(第84-4-3) 代替炉心注水系一中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水一	モード3, 4, 5および6	中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系2系統が動作可能であること(1系統とは、中型ポンプ車1台および加圧ポンプ車1台をいう。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	第84条(第84-4-4) 代替再循環運転一格納容器スプレイポンプ(B, 代替再循環運転)による代替再循環運転一	モード3, 4, 5および6	格納容器スプレイポンプ(B, 代替再循環運転)による代替再循環系が動作可能であること(動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること(をいう。))	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	第84条(第84-4-5) 代替再循環運転一格納容器再循環サブB隔離弁/ハイパスによる代替再循環運転一	モード3, 4, 5および6	格納容器再循環サブB隔離弁/ハイパス弁が開閉できること																				
	第84条(第84-4-6) 代替再循環運転一高圧注入ポンプ(B, 海水冷却)による高圧再循環運転一	モード3, 4, 5および6	高圧注入ポンプ(B, 海水冷却)による高圧再循環系が動作可能であること(動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	第84条(第84-5-1) 加圧器透がし弁による減圧	モード3	減圧ポンベ(加圧器透がし弁)および加圧器透がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器透がし弁による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること	×																	×		
	第84条(第84-6-1) 原子炉格納容器スプレイおよびスプレイ再循環	モード3, 4, 5および6	原子炉格納容器スプレイ系(および減圧系を除く)およびスプレイ再循環系の1系統以上が動作可能であること(動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できることをいう。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

RCS水位		主要工程		検査項目													
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モ-ト外	モ-ト内	1次系弁機器点検	R/V開放	燃料取出	燃料装荷	各種試験	並列
重大事故等対処設備	第84条(表84-6-2)代替原子炉格納容器スプレイ	モード3, 4, 5および6	代替格納容器スプレイポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	×	×	×	×	×	×								出力上昇試験
	第84条(表84-7-1)原子炉格納容器内自然対流冷却	モード3, 4, 5および6	原子炉格納容器冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること(動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)でできること、または運転中であることとをいう。)	×	×	×	×	×	×								起動試験
	第84条(表84-7-2)中型ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替格納容器	モード3, 4, 5および6	中型ポンプ車による海水供給系2系統が動作可能であること	×	×	×	×	×	×								
	第84条(表84-8-1)2次冷却系からの除熱(注水)	モード3, 4および5(1次冷却系海水)	補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統(本表に限り電動補助給水ポンプ2台で1系統とする)が動作可能であること(動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)でできること、または運転中であることとをいう。)	×	×	×	×	×	×								
	第84条(表84-9-1)2次冷却系からの除熱(蒸気放出)	モード3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	補助給水タンクを水源としたタービン電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること(動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)でできること、または運転中であることとをいう。)(タービン電動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において給水を供給している状態で行っている場合および原子炉起動時のモード4は運転上の制約を適用しない。)(タービン電動補助給水ポンプが動作可能とは、現場手動による起動を含む。)	×	×	×	×	×	×								
	第84条(表84-10-1)水素濃度低減	モード3, 4, 5および6	静的燐煤式水素再結合装置の所要数が動作可能であること イグナイタの所要数が動作可能であること	×	×	×	×	×	×								

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

RCS水位		主要工程		検査項目																
		RCS満水		燃料取出		燃料接荷		各種試験		並列										
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モト外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
重大事故等対処設備	第84条 (表84-10-2) 水素濃度監視	モード3, 4, 5および6	<ul style="list-style-type: none"> 格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作可能であること 格納容器ガスをサンプリング圧縮装置 格納容器ガスをサンプリング圧縮装置 窒素ポンベ(格納容器ガスをサンプリングライン空気を動作弁用) 中型ポンプ車 非常用ガスタービン発電機または空冷式非常用発電装置 軽油タンク ミニローリー 		X	X	X	X	X		X	X	X	X	X	X	X	X		
	第84条 (表84-11-1) 水素排出	モード3, 4, 5および6	<ul style="list-style-type: none"> アニュラス空気を浄化系1系統以上が動作可能であること(動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることという。) 代置空気(窒素)系統が動作可能であること(窒素ポンベを含む) 	X	X	X	X	X	X		X	X	X	X	X	X	X	X		
	第84条 (表84-11-2) アニュラス水素濃度監視	モード3, 4, 5および6	アニュラス水素濃度(AH)計測装置の所要数が動作可能であること	X	X	X	X	X	X		X	X	X	X	X	X	X	X		
	第84条 (表84-12-1) 中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 中型ポンプ車 軽油タンク ミニローリー 	X	X	X	X	X	X		X	X	X	X	X	X	X	X		
	第84条 (表84-12-2) 使用済燃料ピットへのスプレイ	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピット水位(AM)が2個動作可能であること(使用済燃料ピット広域水位(AM)が動作可能であれば動作不能とはみなさない。) 使用済燃料ピット温度(AM)が2個動作可能であること 使用済燃料ピット監視カメラ(使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む)が1個動作可能であること 使用済燃料ピット広域水位(AM)が2個動作可能であること 可兼型使用済燃料ピットエアモニタが2個動作可能であること 非常用ガスタービン発電機または空冷式非常用発電装置による電源系が動作可能であること 	X	X	X	X	X	X		X	X	X	X	X	X	X	X	X	
	第84条 (表84-13-1) 使用済燃料ピットの監視	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 大型ポンプ車(泡混合機能付) 大型放水砲による放水系1系統が動作可能であること(1系統とは、大型ポンプ車(泡混合機能付)1台、または大型ポンプ車1台および泡混合器1台ならびに大型放水砲1台をいう。) 	X	X	X	X	X	X		X	X	X	X	X	X	X	X	X	

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

RCS水位		主要工程		並列 ▼ RCS降溫 R/V開放 R/V閉鎖 燃料取出 燃料接荷 各種試験 出力上昇試験 起動試験														
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
重大事故等対処設備	第84条 (家84-13-2) 使用済燃料ピットに燃料滞留への拡散抑制	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料滞留を貯蔵している期間	キャビティ満水 RCS満水 ミッドロープ RCS全ブロー 要求内容 ・所要数が使用可能であること	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第84条 (家84-14-1) 補助給水タンクへの補給	モード3, 4, 5および6	・中型ポンプ車による補助給水タンクへの補給系が動作可能であること ・軽油タンク ・ミニローリー	・燃料取扱設備 ・海水ヒットシールドフェンス ・放水ヒットシールドフェンス ・放水ヒットテナントシート ・雨水排水口遮断シールドフェンス ・小型船舶	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第84条 (家84-14-2) 燃料取替用水タンク	モード3, 4, 5および6 (キャビティ低水位)	・燃料取替用水タンク水量(有効水量)が1,700m ³ 以上であること(原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては、第84条に定める水源および炉心注水手段等が確保されていることとを条件に、運転上の制限を満足していない場合はみなさない。原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間をいう。また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう。)	・燃料取替用水タンク ・燃料取扱用水タンク	×	×	×	×	△	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×
第84条 (家84-14-3) 補助給水タンク	モード3, 4, 5および6	・補助給水タンク水量(有効水量)が10m ³ 以上であること	・補助給水タンク	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第84条 (家84-15-1) 非常用ガスタービン発電機または空冷式非常用発電装置からの給電	モード3, 4, 5および6	・非常用ガスタービン発電機による電源系が動作可能であること、および非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽の容量が3064kl以上であること または ・空冷式非常用発電装置による電源系が動作可能であること	・非常用ガスタービン発電機 ・非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽 ・空冷式非常用発電装置 ・重油タンク ・ミニローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第84条 (家84-15-2) 300kVA電源車からの給電	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料滞留を貯蔵している期間	・非常用ガスタービン発電機による電源系が動作可能であること、および非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽の容量が3064kl以上であること または ・空冷式非常用発電装置による電源系が動作可能であること	・非常用ガスタービン発電機 ・非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽 ・空冷式非常用発電装置 ・重油タンク ・ミニローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第84条 (家84-15-3) 蓄電池(非常用)および蓄電池(重大事故等対処用)および蓄電池(3系統目)からの給電	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料滞留を貯蔵している期間	・蓄電池(非常用)からの電源系1系統以上が動作可能であること ・蓄電池(重大事故等対処用)からの電源系1系統以上が動作可能であること ・蓄電池(3系統目)からの電源系が動作可能であること	・蓄電池(非常用) ・蓄電池(重大事故等対処用) ・蓄電池(3系統目)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第84条 (家84-15-4) 可搬型直流電源装置(75kVA電源車および可搬型整流器)からの給電	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料滞留を貯蔵している期間	・可搬型直流電源装置(75kVA電源車および可搬型整流器)からの電源系2系統が動作可能であること(1系統とは、75kVA電源車1台および可搬型整流器1台をいう。)	・75kVA電源車 ・可搬型整流器 ・軽油タンク ・ミニローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

RCS水位		主要工程		並列 ▽ 燃料取出 R/V開放 RCS降溫 燃料取出 R/V開放 燃器接荷 各種試験 出力上昇試験												
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
重大事故等対処設備	第84条 (第84-15-5) 代用所内電気設備(代用電気設備、代用動力変圧器、非常用ガスタービン発電機、非常用発電装置)からの給電	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 代用所内電気設備からの給電系が使用可能であること 	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-15-6) 重油タンク、軽油タンク、ミニローリーによる燃料供給設備	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 重油タンク、軽油タンクおよびミニローリーによる燃料供給系が使用可能であること 	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-16-1) 計装設備	モード3、4、5および6	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉容器内の温度(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満たし検査時に計器保護のため隔離している場合は、運転上の制限を満足しないとはみさない) ・1次冷却材高温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること ・1次冷却材低温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること ・炉心出口温度が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) 	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-16-1) 計装設備	モード3、4、5および6	<ul style="list-style-type: none"> (2) 原子炉容器内の圧力(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満たし検査時に計器保護のため隔離している場合は、運転上の制限を満足しないとはみさない) ・1次冷却材圧力が1チャンネル動作可能であること ・加圧器圧力が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・1次冷却材高温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材低温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) 	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	第84条 (第84-16-1) 計装設備	モード3、4、5および6	<ul style="list-style-type: none"> (3) 原子炉容器内の水位(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満たし検査時に計器保護のため隔離している場合は、運転上の制限を満足しないとはみさない) ・加圧器水位が1チャンネル動作可能であること ・原子炉容器水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材圧力が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) 	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

RCS水位		主要工程										解列									
RCS水位		キャビティ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全フロー										RCS降温 R/V開放 燃料取出 燃料装置 燃料取出 1次系弁機器点検 R/V復旧 各種試験 出力上昇試験 起動試験									
項目	保安規定条文 第84条 (表84-16-1) 計装設備	要求モード モード3, 4, 5および6	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-1外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3	
重大事故等対応設備			(4) 原子炉格納容器への注水量(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満水し事後査察時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみみなさない) ・高圧注入ライン流量が1チャンネル動作可能であること ・余熱除去ループ流量が1チャンネル動作可能であること ・格納容器スプレイレインB積算流量が1チャンネル動作可能であること ・代替格納容器スプレイレイン積算流量(AM)が1チャンネル動作可能であること と ・京てんライン流量が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・蓄圧タンク圧力が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・燃料取替用水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・格納容器再循環サブ水位(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材低温(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)																		
			(5) 原子炉格納容器への注水量(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満水し事後査察時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみみなさない) ・格納容器スプレイレインB積算流量が1チャンネル動作可能であること ・代替格納容器スプレイレイン積算流量(AM)が1チャンネル動作可能であること と ・高圧注入ライン流量が1チャンネル動作可能であること ・余熱除去ループ流量が1チャンネル動作可能であること ・格納容器スプレイレイン流量が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・燃料取替用水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・格納容器再循環サブ水位(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・補助給水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)																		
			(6) 原子炉格納容器内の圧力(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満水し事後査察時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみみなさない) ・格納容器内圧力(広域)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器内圧力(AM)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・格納容器内圧力(AM)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)																		
			(7) 原子炉格納容器内の温度(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満水し事後査察時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみみなさない) ・格納容器内圧力(広域)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器内圧力(AM)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器内温度が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)																		

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文 (第84条 第84条-16-1) 計装設備	要求モード モード3、4、5および6	RCS水位	主要工程										並列				
				キャベテイ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全ブロー	燃料取出 R/V開放	燃料取出 1次系弁機器点検	燃料採取 R/V復旧	各種試験	出力上昇試験									
重大事故等対処設備			要求内容 (8) 原子炉格納容器内の水位(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満水しない状態維持)に計器保護のため隔離している場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 ・格納容器再循環サブ水位(広域)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器再循環サブ水位(狭域)が1チャンネル動作可能であること ・原子炉下部キャベテイ水位が1チャンネル動作可能であること ・格納容器水位が1チャンネル動作可能であること ・燃料取水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・補助給水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・格納容器スプレイレインB積算流量が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・代替格納容器スプレイレインB積算流量(AM)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			(9) 原子炉格納容器内の水素濃度(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満水しない状態維持)に計器保護のため隔離している場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 ・格納容器水素濃度が1チャンネル動作可能であること ・予備の格納容器水素濃度計測装置が動作可能であること(代替パラメータ) ・静的燃焼式水素再結合装置作動温度計測装置が動作可能であること(代替パラメータ) ・イグナイター作動温度計測装置が動作可能であること(代替パラメータ) ・格納容器内圧力(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			(10) アニュラス部の水素濃度(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満水しない状態維持)に計器保護のため隔離している場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 ・アニュラス水素濃度(AM)が1チャンネル動作可能であること ・予備のアニュラス水素濃度(AM)計測装置 ・運転上の制限は適用しない。 ・予備のアニュラス水素濃度(AM)計測装置が動作可能であること	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			(11) 原子炉格納容器内の放射線量率(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満水しない状態維持)に計器保護のため隔離している場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 ・格納容器高レンジエリアモニタ(高レンジ)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器高レンジエリアモニタ(低レンジ)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器入口エリアモニタが1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・炉内核計装区域エリアモニタが1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・格納容器じんあいモニタが1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・格納容器ガスモニタが1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない)	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			(12) 未境界の維持または監視(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満水しない状態維持)に計器保護のため隔離している場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 ・線源領域中性子束が1チャンネル動作可能であること(P-6以上において、線源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない) ・線源領域中性子束起動率が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・中間領域中性子束が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・ほう殿タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

RCS水位		主要工程		検査項目																
項目	保安規定条文 (第84条 (第84-16-1) 計装設備)	要求モード	要求内容	RCS降温			R/V開放		燃料取出		燃料装荷		各種試験			並列				
		モード3, 4, 5および6	(13) 最終ヒートシンクの確保(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満ちる検査時に許容限度との隔離している場合等は、運転上の制限を満足してはならない) ・原子炉格納冷却水水位が1チャンネル動作可能であること ・原子炉格納冷却水水位が1チャンネル動作可能であること ・格納容器再循環ユニット入口温度および格納容器再循環ユニット出口温度が1チャンネル動作可能であること ・主蒸気ライン圧力が1チャンネル動作可能であること ・蒸気発生器放熱水水位が1チャンネル動作可能であること ・補助給水ライン流量が1チャンネル動作可能であること ・主蒸気ライン流量が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・原子炉格納冷却水サージタンク広域圧力が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・格納容器再循環ユニットA, B冷却水流量が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・格納容器内圧力(AM)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・原子炉格納冷却水サージタンク加圧ライン圧力が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材低温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材高温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モト外	6-2	6-1	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
重大事故等対処設備			(13) 最終ヒートシンクの確保(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満ちる検査時に許容限度との隔離している場合等は、運転上の制限を満足してはならない) ・原子炉格納冷却水水位が1チャンネル動作可能であること ・原子炉格納冷却水水位が1チャンネル動作可能であること ・格納容器再循環ユニット入口温度および格納容器再循環ユニット出口温度が1チャンネル動作可能であること ・主蒸気ライン圧力が1チャンネル動作可能であること ・蒸気発生器放熱水水位が1チャンネル動作可能であること ・補助給水ライン流量が1チャンネル動作可能であること ・主蒸気ライン流量が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・原子炉格納冷却水サージタンク広域圧力が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・格納容器再循環ユニットA, B冷却水流量が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・格納容器内圧力(AM)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・原子炉格納冷却水サージタンク加圧ライン圧力が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材低温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材高温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)																	
			(14) 格納容器バイパスの監視(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満ちる検査時に許容限度との隔離している場合等は、運転上の制限を満足してはならない) ・蒸気発生器放熱水水位が1チャンネル動作可能であること ・主蒸気ライン圧力が1チャンネル動作可能であること ・1次冷却材圧力が1チャンネル動作可能であること ・補助建屋排気筒ガスモニタが1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・補助建屋サンプタンク水位が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・余熱除去ポンプ出口圧力が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・蒸気発生器広域水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・補助給水ライン流量が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・格納容器再循環サンプ水位(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材高温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材低温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・加圧器水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)																	
			(14) 格納容器バイパスの監視(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器満ちる検査時に許容限度との隔離している場合等は、運転上の制限を満足してはならない) ・蒸気発生器放熱水水位が1チャンネル動作可能であること ・主蒸気ライン圧力が1チャンネル動作可能であること ・1次冷却材圧力が1チャンネル動作可能であること ・補助建屋排気筒ガスモニタが1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・補助建屋サンプタンク水位が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・余熱除去ポンプ出口圧力が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) ・蒸気発生器広域水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・補助給水ライン流量が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・格納容器再循環サンプ水位(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材高温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・1次冷却材低温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・加圧器水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)																	

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文 (第84条(家84-16-1)計装設備)	RCS水位	主要工程		検査項目														
			キャビティ満水 RCS満水 ミッドグループ RCS全グループ	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モト外	6-1	6-2	1次系弁機器点検 R/V復旧	各種試験	燃料取出 燃料装荷	並列 出力上昇試験 起動試験		
重大事故等対処設備	第84条(家84-16-1)計装設備	RCS水位	モード3, 4, 5および6	要求モード	<p>(15)水源の確保(プラント起動時に伴う計装校正および原子炉格納容器漏れい検査時に計装保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足してはみなければならない)</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料取扱用水タンク水位が1チャンネル動作可能であること 補助給水タンク水位が1チャンネル動作可能であること 圧力調整タンク水位が1チャンネル動作可能であること 格納容器再循環サブ水位(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) 格納容器スプレイレインB積算流量が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) 高圧注入ライン流量が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) 余熱除去ループレイライン流量が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) 代替格納容器スプレイレイン積算流量(AM)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) 補助給水タンク流量が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) 出力領域中性子束が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) 中間領域中性子束が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) 線源領域中性子束が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) <p>以上において、線源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足してはみなければならない)</p>	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
			モード3および4		<p>(1)格納容器ガスの監視(プラント起動時に伴う計装校正および原子炉格納容器漏れい検査時に計装保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足してはみなければならない)</p> <ul style="list-style-type: none"> 覆水蒸気ガスモニタが1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) 蒸気発生器ブローダウンモニタが1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) 高感度型主蒸気管モニタが1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) 蒸気発生器監視水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) 主蒸気ライン圧力が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) 	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
			モード5および6		<p>(1)原子炉容器内の水位(プラント起動時に伴う計装校正および原子炉格納容器漏れい検査時に計装保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足してはみなければならない)</p> <ul style="list-style-type: none"> R/Vフランジ下水位(RCS/スズルセンター水位)(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない) 1次冷却材高温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) 1次冷却材低温側温度(広域)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) 	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
第84条(家84-16-2)可搬型計測器			モード3, 4, 5および6		可搬型計測器が35台動作可能であること	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		
第84条(家84-16-3)配線設備			モード3, 4, 5および6		可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口/出口用)が1式動作可能であること	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		
第84条(家84-17-1)使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間汚染の持ち込み防止			モード3, 4, 5, 6および7		<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること(動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることを含む) 中央制御室居住性の確保および汚染の持ち込み防止 	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文 (第84条(第84-17-2) 中央制御室放射性物質の濃度監視)	RCS水位	主要工程		検査項目													
			要求モード	要求内容	RCS降溫	R/V開放	燃料取出	燃料装置	各種試験	並列								
重大事故等対処設備	第84条(第84-17-2) 中央制御室放射性物質の濃度監視	モ-ド3, 4, 5および6	<ul style="list-style-type: none"> ・アミノラジ空ろ浄化系の1系統以上が動作可能であること(動作可能とは、ファンが手動起動(系統構構含む)であること、または運転中であることをいう。) ・代管空ろ(空ろ)系統が動作可能であること(空ろポンプを含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・アミノラジ排気ファン ・アミノラジ排気フィルタユニット ・空ろポンプ(アミノラジ排気系空ろ動作可能) ・非常用ガススタビピン発電機または空ろ式非常用発電装置 	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モ-ド外	5-1	5-2	4	5-1	4	3	並列
第84条(第84-19-1) 緊急時対策所代管交流電源からの給電	モ-ド3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モ-ド3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> (1)放射線物質の濃度および放射線量の測定 ・可搬型代替モニタが5個動作可能であること ・可搬型モニタが5個動作可能であること ・可搬型ASTサブンプラが1個動作可能であること ・GM汚染サーベイメータが1個動作可能であること ・NaIシンチレーションサーベイメータが1個動作可能であること ・ZnSシンチレーションサーベイメータが1個動作可能であること ・電線箱サーベイメータが1個動作可能であること ・小型船舶が使用可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替モニタ ・可搬型モニタ ・可搬型ASTサブンプラ ・GM汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・ZnSシンチレーションサーベイメータ ・電線箱サーベイメータ ・小型船舶 	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モ-ド外	5-1	5-2	4	5-1	4	3	並列
第84条(第84-19-2) 緊急時対策所居住性性の確保	モ-ド3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モ-ド3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> (2)風向、風速その他の気象条件の測定 ・可搬型気象観測設備が1個動作可能であること 緊急時対策所用発電機が2台動作可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型気象観測設備 ・緊急時対策所用発電機 ・軽油タンク ・ミニローリー 	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モ-ド外	5-1	5-2	4	5-1	4	3	並列
第84条(第84-20-1) 通信連絡を行うために必要な設備	モ-ド3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モ-ド3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所空ろ浄化系1系統以上が動作可能であること(1系統とは、緊急時対策所空ろ浄化ファン1台および緊急時対策所空ろ浄化フィルタユニット1基をいう。) ・緊急時対策所加圧装置(空ろポンプ)の所要数が使用可能であること ・酸濃度計が1台動作可能であること ・酸化剤濃度計が1台動作可能であること ・可搬型代替モニタが1台動作可能であること ・加圧制御に使用される可搬型モニタ ・可搬型気象観測設備のうち風向風速計 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所空ろ浄化ファン ・緊急時対策所空ろ浄化フィルタユニット ・緊急時対策所加圧装置(空ろポンプ) ・酸濃度計 ・酸化剤濃度計 ・可搬型代替モニタ ・加圧制御に使用される可搬型モニタ ・可搬型気象観測設備のうち風向風速計 	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モ-ド外	5-1	5-2	4	5-1	4	3	並列
第84条(第84-21-1) 中型ポンプ車	モ-ド3, 4, 5および6以外で使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モ-ド3, 4, 5および6以外で使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備が12台動作可能であること(12台は固定型のみおよび可搬型8台をいう。) ・無線通信設備が4台動作可能であること ・無線通信設備が13台動作可能であること ・SPDS表示端末が1台動作可能であること ・安全パネル表示システムが1系列動作可能であること(安全パネルメータ表示システムについては、A系またはB系のいずれかにより再構築) ・衛星系回線(所内および所外へ伝送可能であること) ・テレビ会議システムが1系列動作可能であること(統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話、IP-ファックスのいずれかにより通信可能であることをいう。) ・IP-電話が1系列動作可能であること(統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話、IP-ファックスのいずれかにより通信可能であることをいう。) ・IP-電話が1系列動作可能であること(統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話、IP-ファックスのいずれかにより通信可能であることをいう。) ・中型ポンプ車が6台動作可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備 ・無線通信設備 ・緊急時対策所用携帯型通信設備 ・SPDS表示端末 ・安全パネルメータ表示システム ・テレビ会議システム ・IP-電話 ・IP-ファックス ・中型ポンプ車 	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モ-ド外	5-1	5-2	4	5-1	4	3	並列

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		検査項目																		
RCS水位		燃料取出	R/V開放	燃料装荷	各種試験	出力上昇試験	起動試験	各種試験	各種試験	各種試験	各種試験	各種試験	各種試験							
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-2	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3
重大事故等対処設備	第84条 (第84-22-1) アクセスルートの確保	モード3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	・ホイルローダが2台動作可能であること	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
特定重大事故等対処施設を構成する設備	第84条 (第84-22-2) インターフェイスシステムLOCA時の1次冷却材の蒸気防止	モード3	・ISLOCA降下配管が使用可能であること(蒸気除去冷却器室目皿～蒸気除去ポンプ室調えい検知ピット、格納容器スプレイ冷却器室目皿および安全補機配管室(EL 3.3m)目皿～格納容器スプレイポンプ室調えい検知ピットまでのドレン配管)	X																X

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

項目 特定重大事故等 対処施設	保安規定条文	RCS水位	主要工程													
	要求モード	キヤベティ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全プロロー 要求内容	RCS降温 R/V開放 燃料取出 燃料操作 1次系弁機器点検 R/V復旧 各種試験 起動試験 出力上昇試験													
関連設備		3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動		該当なし														
本計画は安全確保の方法の基本方針を示すものであり、作業工程等の変更により計画の変更が生じる可能性があるが、仮に変更が生じた場合においても、保安規定の遵守を徹底し安全確保に努めるものとする。																